

宇都宮市小児慢性特定疾病児童 訪問看護事業のご案内

在宅で療養されている「人工呼吸器を装着した方」に対し、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護が行われた場合に助成します。

① 事業概要

慢性的な疾病からの起因により在宅で療養している方に対し、医師が訪問看護を必要と認め、診療報酬で定められた回数（1日3回）を超える訪問看護が行われた場合の費用について、市からの助成により利用できます。

『利用限度』

- ・ 一年度内において、100回を利用の限度とします。
- ・ 原則として、一週間につき5回が限度となります。

（自己負担について）

- ・ 訪問看護ステーションからの訪問看護師の交通費は自己負担となります。

② 対象者

宇都宮市小児慢性特定疾病医療受給者証を有する方（満20歳未満）で「人工呼吸器を装着した方」

③ 利用手続き

利用申請書を宇都宮市子ども支援課窓口（市役所2階D13窓口）へ提出してください。

※ 申請にあたりましては、下記の問い合わせ先にご相談ください。



【問い合わせ先】

宇都宮市役所

子ども部子ども支援課 TEL028-632-2296